

国土交通省組織令の一部を改正する政令案要綱

- 1 海上保安庁総務部に置かれる課長に準ずる職の定数の上限を四人から五人に引き上げる。(本則関係)
- 2 この政令は、公布の日から施行する。(附則関係)